



金 沢 市 公 報

号外第13号の3

平成22年(2010年)6月24日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	● 訓令甲	
● 規 則		○ 職員服務規程の一部改正について	(職 員 課) 6
○ 金沢市水道給水条例の一部を改正する条例の 施行期日を定める規則 (企業総務課)	1	● 教育委員会告示	
○ 職員の服務等に関する条例施行規則の一部を 改正する規則 (職員課)	1	○ 金沢市立工業高等学校学則の一部改正につい て (市立工業高等学校)	6
○ 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正 する規則 ()	2	● 公営企業管理規程	
○ 金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就 業規則の一部を改正する規則 ()	4	○ 金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する 規程 (企業総務課)	6
○ 金沢市消防団規則の一部を改正する規則 (消防総務課)	5	○ 金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程 ()	7

規 則

金沢市水道給水条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年6月24日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第35号

金沢市水道給水条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市水道給水条例の一部を改正する条例(平成22年条例第35号)の施行期日は、平成22年7月1日とする。

職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月24日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第36号

職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の服務等に関する条例施行規則(平成7年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第8条の5の前の見出し及び同条を削る。

第8条の6第1項中「第8条の3第2項」の次に「又は第3項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、条例第8条の3第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第8条の6第2項及び第3項中「第8条の3第2項」の次に「又は第3項」を加え、「同項」を「同条第2項又は第3項」に改め、同条第5項中「第8条の3第2項」の次に「又は第3項」を加え、同条を第8条の5とし、同条の前に見出しとして「(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)」を付する。

第8条の7第1項中「第8条の3第2項」の次に「又は第3項」を加え、同項第4号を削り、同条第2項中「第8条の3第2項」の次に「又は第3項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項第2号中「子が」の次に「、条例第8条の3第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」を加え、同条を第8条の6とする。

第8条の8中「第8条の4(同条第1項第4号)」を「第8条の4(同条第1項第3号及び第4号)」に、「第8条の6及び前条(同条第1項第4号及び第2項各号)」を「第8条の5(同条第1項後段を除く。)及び前条(同条第1項

第3号及び第2項各号」に、「第8条の7」を「第8条の6」に、「同項第3号及び前条第1項第1号中」を「第8条の5第1項中「第8条の3第2項又は第3項」とあるのは「第8条の3第3項」と、同条第2項及び第3項中「第8条の3第2項又は第3項」とあるのは「第8条の3第3項」と、「同条第2項及び第3項」とあるのは「同項」と、同条第5項中「第8条の3第2項又は第3項」とあるのは「第8条の3第3項」と、前条第1項中「第8条の3第2項又は第3項」とあるのは「第8条の3第3項」と、同項第1号中」に改め、「同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削り、「同条第2項中」の次に「第8条の3第2項又は第3項」とあるのは「第8条の3第3項」と、」を加え、「前項第1号から第3号まで」を「前項第1号又は第2号」に、「同項」とあるのは「条例第8条の3第2項」を「これら」とあるのは「条例第8条の3第3項」に改め、同条を第8条の7とする。

第14条第1項第15号中「含む」の次に「。以下この号において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「世話」の次に「又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話」を、「5日」の次に「(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)」を加え、同項中第22号を第23号とし、第16号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の市長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間 第14条第3項及び第4項中「第15号」を「第16号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に使用された改正前の第14条第1項第15号の特別休暇については、改正後の第14条第1項第15号の特別休暇として使用されたものとみなす。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月24日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第37号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成4年規則第33号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(育児休業等計画書)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「条例」を「職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号。以下「条例」という。)」に改め、同項を同条とする。

第6条第1項第4号を削る。

第7条中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に改める。

様式第1号中

「

4 配偶者の養育計画	
配偶者の氏名	
子を養育するための方法	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> 育児休業以外の休業・休暇 <input type="checkbox"/> その他()
5 備考	

を

「

4 備考	
------	--

に

改め、同様式(注)中③を削り、④を③とし、同(注)⑤中「4」を「3」に改め、同⑤を同(注)④とし、同(注)⑥を同(注)⑤とする。

様式第2号中

1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親		を
氏名		氏名		
続柄		子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
生年月日	年 月 日生	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

1 請求に係る子	氏名		に、
	続柄		
	生年月日	年 月 日生	

3 請求の内容	を	2 請求の内容	に改め、
4 請求期間		3 請求期間	
5 既に育児休業をした期間		4 既に育児休業をした期間	
6 備考		5 備考	

同様式(注)②中「4 請求期間」を「3 請求期間」に改め、同(注)③中「備考」を「5 備考」に改め、「養育する場合」の次に「(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇(職員の服務等に関する条例施行規則第14条第1項第10号に掲げる場合における休暇をいう。))により勤務しなかった職員を除く。))が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。」を加える。

様式第3号中

<input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった。	を
<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> その他 ()	に

改める。

様式第4号中

1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親		を
氏名		氏名		
続柄		子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
生年月日	年 月 日生	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

1 請求に係る子	氏名		に、
	続柄		
	生年月日	年 月 日生	

3 請求の内容	を	2 請求の内容	に改め、
4 請求期間		3 請求期間	
5 勤務の形態		4 勤務の形態	
勤務の日及び時間帯		勤務の日及び時間帯	
6 既に育児短時間勤務をした期間		5 既に育児短時間勤務をした期間	
7 備考		6 備考	

同様式(注)②中「4 請求期間」を「3 請求期間」に改め、同(注)③中「7 備考」を「6 備考」に改め、同(注)④中「備考」を「6 備考」に改める。

様式第5号中

1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏名		氏名	
続柄		子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日	年 月 日生	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

1 請求に係る子	氏名	
	続柄	
	生年月日	年 月 日生

3 託児の内容	を	2 託児の内容	に改め、
4 通勤時間		3 通勤時間	
5 請求期間及び請求時間		4 請求期間及び請求時間	
請求期間及び請求時間		請求期間及び請求時間	
6 備考		5 備考	

同様式(注)中②を削り、③を②とし、④を③とする。

附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月24日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第38号

金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の一部を改正する規則

(金沢市職員就業規則の一部改正)

第1条 金沢市職員就業規則(昭和24年規則第135号)の一部を次のように改正する。

第44条の2第1項中「次に掲げる職員」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「又は当該部分休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなった場合」を削る。

第46条第3号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」とい

う。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。))を「育児短時間勤務職員等」に改める。

第55条の2第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に、「次項」を「第3項」に改め、「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。))」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。))」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、3歳に満たない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

(金沢市清掃従業員就業規則の一部改正)

第2条 金沢市清掃従業員就業規則(昭和24年規則第152号)の一部を次のように改正する。

第12条の3第1項中「次に掲げる従業員」を「育児短時間勤務従業員等」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「又は当該部分休業に係る子を従業員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなった場合」を削る。

第14条の2第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に、「次項」を「第3項」に改め、「(従業員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該従業員を除く。以下この項において同じ。))」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「(従業員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該従業員を除く。以下この項において同じ。))」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、3歳に満たない子のある従業員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした従業員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第1項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

附 則

- 1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市職員就業規則第55条の2第2項の規定による請求又はこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を同条第3項に規定する勤務の制限の初日とする同項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、これらの請求を行うことができる。
- 3 第2条の規定による改正後の金沢市清掃従業員就業規則第14条の2第2項の規定による請求又は施行日以後の日を同条第3項に規定する勤務の制限の初日とする同項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、これらの請求を行うことができる。

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月24日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第39号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則(平成3年規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1金沢市第一消防団の表押野分団の項中「新保本5丁目」を「新保本5丁目 古府町(南部81番地から南部454番地3まで及び南部513番地から南部1098番地2までに限る。)」古府1丁目(74番地から116番地まで、228番地から232番地まで及び259番地から261番地までに限る。))」に改め、同表金沢市第三消防団の表二塚分団の項中「古府町 古府1丁目」を「古府町(南部81番地から南部454番地3まで及び南部513番地から南部1098番地2までを除く。)」古府1丁目(74番地から116番地まで、228番地から232番地まで及び259番地から261番地までを除く。))」

に改める。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第4号

庁 中 一 般

職員服務規程（昭和31年訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

平成22年6月24日

金沢市長 山 出 保

第5条第2項中「及び同項第10号」を「、同項第10号」に改め、「という。）」の次に「及び同項第16号の規定による休暇」を加える。

附 則

この訓令は、平成22年6月30日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第6号

金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成22年6月24日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

第25条中「授業料徴収」を「授業料の徴収」に、「条例の」を「、金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年条例第297号。以下「条例」という。）に」に改める。

第26条第1項中「授業料は」を「授業料（条例第2条第1項ただし書の規定により徴収する授業料に限る。以下同じ。）は」に改める。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年6月24日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第4号

金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程

金沢市企業局職員就業規則（昭和32年公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第32条の2第1項中「次に掲げる職員」を「育児短時間勤務職員等」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「又は当該部分休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなった場合」を削る。

第40条の2第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に、「次項」を「第3項」に改め、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 管理者は、3歳に満たない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない理由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

附 則

- 1 この規程は、平成22年6月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第40条の2第2項の規定による請求又はこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を同条第3項に規定する勤務の制限の初日とする同項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、これらの請求を行うことができる。

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年6月24日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第5号

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程

金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

様式第18号中

使用量	m ³
口径別使用料金	円

を

使用量	m ³
-----	----------------

に改める。

様式第23号その1第1葉及び第2葉中

水道		
給水使用料金	口径別使用料金	消費税等相当額
円	円	円

を

水道	
給水使用料金	消費税等相当額
円	円

に改め、

同様式その2中

口径別使用料金	消費税等相当額	下水道	認定量	使用料	消費税等相当額
円	円		m ³	円	円
遅収差額	消費税等相当額	ガス警報器	リース料	消費税等相当額	
円	円		円	円	

を

消費税等相当額	下水道	認定量	使用料	消費税等相当額
円		m ³	円	円
遅取差額	消費税等相当額	ガス警報器	リース料	消費税等相当額
円	円		円	円

に改め、同様式その4中

口径別使用料金	消費税等相当額	下水道	認定量	使用料	消費税等相当額
円	円		m ³	円	円

を

消費税等相当額	下水道	認定量	使用料	消費税等相当額
円		m ³	円	円

に

改める。

様式第24号その3第2葉から第4葉までの規定中

水道		
給水使用料金	口径別使用料金	消費税等相当額
円	円	円

を

水道	
給水使用料金	消費税等相当額
円	円

に改め、

同様式その4中

水道		
給水使用料金	口径別使用料 金	消費税等相当 額
円	円	円

水道	
給水使用料金	消費税等相当 額
円	円

を

に改める。

様式第39号中

使用量	m ³
口径別使用料金	円

を

使用量	m ³
-----	----------------

に改める。

様式第40号中

水 道		
給水使用料金	口径別 使用料 金	消費税 等相当 額
円	円	円
：	：	：
：	：	：
：	：	：
：	：	：
：	：	：
：	：	：
：	：	：
：	：	：
：	：	：
：	：	：
：	：	：
：	：	：
：	：	：
：	：	：

を

水 道	
給水使用料金	消費税 等相当 額
円	円
：	：
：	：
：	：
：	：
：	：
：	：
：	：
：	：
：	：
：	：
：	：
：	：
：	：
：	：
：	：

に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に改正前の金沢市企業局会計規程の規定により交付された納入通知書、督促状及び催告状は、改正後の金沢市企業局会計規程の規定にかかわらず、なお効力を有する。
- 3 改正前の様式第18号、様式第23号、様式第24号、様式第39号及び様式第40号は、金沢市水道給水条例の一部を改正する条例（平成22年条例第35号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる口径別使用料金をこの規程の施行の日以後に徴収する場合には、なお効力を有する。
- 4 この規程の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

平成22年(2010年)6月24日 印刷
 平成22年(2010年)6月24日 発行
 定価 120円

発行人
 発行所
 印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
 金 沢 市 役 所
 カネモト印刷(株)